
令和6年 第3回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第5日）

令和6年10月2日（水曜日）

議事日程（第5号）

令和6年10月2日 午前9時05分開議

- 日程第1 認定第1号 令和5年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和5年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第8 認定第8号 令和5年度吉賀町下水道事業会計決算認定について
- 日程第9 認定第9号 令和5年度吉賀町病院事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第85号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第86号 町有財産無償貸付の件について
- 日程第12 閉会中の継続審査及び継続調査について
- 日程第13 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和5年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和5年度吉賀町水道事業会計決算認定について

- 日程第8 認定第8号 令和5年度吉賀町下水道事業会計決算認定について
日程第9 認定第9号 令和5年度吉賀町病院事業会計決算認定について
日程第10 議案第85号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）
日程第11 議案第86号 町有財産無償貸付の件について
日程第12 閉会中の継続審査及び継続調査について
日程第13 議員派遣の件について

出席議員（10名）

1番 桜下 善博	2番 村上 定陽
4番 桑原 三平	5番 河村由美子
6番 松蔭 茂	7番 河村 隆行
8番 大庭 澄人	9番 藤升 正夫
11番 庭田 英明	12番 安永 友行

欠席議員（2名）

3番 三浦 浩明	10番 中田 元
----------	----------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳	副町長	赤松 寿志
教育長	中田 敦	教育次長	重藤 剛
総務課長	野村 幸二	企画課長	深川 竜也
税務住民課長	山根 徳政	保健福祉課長	中林知代枝
医療対策課長	渡邊 栄治	産業課長	堀田 雅和
建設水道課長	河野喜代志	柿木地域振興室長	深川 千恵
出納室長	村上 恵		

午前9時05分開議

○議長（安永 友行） それでは、ただいまの出席議員数は１０人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程に入る前に、２件ほどおつなぎをしておきますので、よろしくお願いします。

１件目については、９月２４日の一般会計補正予算の質疑の中で、質疑の場所は、指定管理施設の修繕費に対する質疑であったんですが、深川企画課長の答弁の中で不規則発言があったので、削除の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） それから２点目です。同じく９月２４日のマイナ保険証の質疑の中で、中林課長から答弁足らずがあったので、もう少しその部分を再度説明したいという申し出がありましたので、それを許可しますので、この後、やっていただいて日程に入ります。

それではお願いいたします。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） おはようございます。マイナ保険証のところで不足する説明がございましたので、御説明させていただきます。

まずマイナ保険証のことについてでございますが、国の法改正によりまして、令和６年１２月２日以降、従来の保険証を廃止されまして、マイナ保険証、いわゆる保険証利用登録がされたマイナナンバーカードでございますが、それを基本とする仕組みに移行することになっております。国民健康保険並びに、後期高齢者医療につきましては、令和６年７月にお送りいたしました保険証の有効期限を、令和７年７月３１日としているところでございます。令和６年１２月２日以降も、その期限まで保険証を使用できるというものでございます。それからマイナ保険証をお持ちの方についてでございます。従来の保険証に代わります資格確認証を交付する予定でございます。有効期限、令和７年７月３１日を迎える前に、令和７年８月以降の資格確認証を送付する予定でございます。

それから、マイナ保険証をお持ちの方についてでございます。マイナ保険証をお持ちの方につきましては、マイナ保険証を御利用いただくようになります。それから令和７年７月中に御自身の被保険者資格証を把握できますように、資格情報のお知らせを送付する予定でございます。

なお、後期高齢者医療の被保険者の方につきましては、令和７年８月の年次更新までの間の暫定的な運用といたしまして、本年１２月２日以降、新規加入者、それから被保険者証の紛失等によりまして、再交付を申請する方につきましては、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認証の職権交付を行うというものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行） それでは、日程に入ります。

日程第 1. 認定第 1 号

日程第 2. 認定第 2 号

日程第 3. 認定第 3 号

日程第 4. 認定第 4 号

日程第 5. 認定第 5 号

日程第 6. 認定第 6 号

日程第 7. 認定第 7 号

日程第 8. 認定第 8 号

日程第 9. 認定第 9 号

○議長（安永 友行） 日程第 1、認定第 1 号令和 5 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 9、認定第 9 号令和 5 年度吉賀町病院事業会計決算認定についてまでを一括の議題といたします。

なお、討論、採決については、認定議案ごとに行いますので御承知ください。

それでは、決算審査特別委員会の報告を求めます。4 番、桑原決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（桑原 三平） それでは、御報告申し上げます。

令和 6 年 10 月 2 日、吉賀町議会議長安永友行様。決算審査特別委員会委員長桑原三平、令和 5 年度決算審査特別委員会審査報告書、令和 5 年度吉賀町各会計歳入歳出決算審査について、総務常任委員会・経済常任委員会より各 3 名の合計 6 名の委員を選出し、別表 1 のとおり決算審査特別委員会を設置した。令和 6 年 9 月 25 日から 10 月 1 日までの間において委員会を開催し審査した。その結果を会議規則第 77 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記。

審査案件。1、令和 5 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について。2、令和 5 年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について。3、令和 5 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計決算認定について。4、令和 5 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。5、令和 5 年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。6、令和 5 年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について。7、令和 5 年度吉賀町下水道事業会計歳入歳出決算認定について。8、令和 5 年度吉賀町水道事業会計決算認定について。9、令和 5 年度吉賀町病院事業会計決算認定について。

審査日、令和 6 年 9 月 25 日（水）、ヒアリング（建設水道課、柿木地域振興室、産業課）。令和 6 年 9 月 26 日（木）、ヒアリング（税務住民課、教育委員会、総務課）。令和 6 年 9 月 27 日（金）、ヒアリング（保健福祉課、医療対策課、企画課）。令和 6 年 9 月 30 日（月）、

報告書作成。

決算審査の着眼点。①予算が議決した趣旨と目的に従って、適正かつ効率的に執行されたか。

②予算の執行により、行政効果が発揮されたか。また、行財政運営にどのような改善工夫がなされるべきか。

審査のポイント。歳入審査関係。①収入確保に努力が十分なされたか。②予算額に対し調定額はどうか。③収入未済額が発生した原因と理由。④不納欠損額がある場合、その原因と徴収の努力は認められるか否か。

歳出審査関係。⑤歳出が、歳出予算の目的通り、適正になされたか。⑥成果が十分達成されたか。⑦不用額は妥当であるか。⑧予算の流用は適正か。⑨予備費の充用は適正か。⑩補助金の効果が上がっているか。

審査意見。共通。①職員の健康について、各種ハラスメント、職場環境、人事異動等、職員の意識の変化に配慮した体制を整えるよう努めること。②『各課の横断』を図り組織内の縦割り構造を超えて、効率的かつ効果的に業務推進を行うよう努め、場合によっては課の再編を含め検討すること。③公共施設のデジタル環境整備を、早期に進めること。

それでは、各課に移ります。

総務課、①中途離職者や長期休業者も増える中、職員一人ひとりのメンタルヘルスも考慮しつつ、職場環境整備・人事異動についても、個々の能力に応じた対応に努めること。

企画課。①交流拠点施設「まちの駅」を核とした官民連携手法検討調査の結果を基に、今後ハード、ソフト面において具体的な構想が検討されるが、住民や行政職員が幅広く参画し、慎重に検討すること。②地域公共交通計画に基づく実証も行われているが、住民のよりどころとなる交通網となるよう、努めること。③自治振興交付金・奨励金は、各地域の実情や全町的なバランスを鑑み、活性化が図られる制度となるよう、早急に改善すること。

税務住民課。①地籍調査事業は、早期の全町完了に向け自主財源も投入しながら、進捗率を向上させること。②地域において環境保全は重要であり、環境保護条例（仮称）の制定を早急に行うこと。

保健福祉課。①配食サービスは需要が高いものの供給が追いついておらず、民間の協力を得るために、財政面も含め、充実したサービス構築に努めること。

医療対策課。①地域医療の灯を途切れることなく公設民営化に移行できたことは、地域住民の安全安心に大いに貢献できた。今後、安定的に継続できるよう、引き続き努めること。

産業課。①商工振興においては企画課・商工会との三者会議を充実させ、意思の疎通を図り町内産業の振興に努めること。②林業振興においては、地域おこし協力隊『森師』の起業支援や林業企業体設立・民間林業家の活用等を進め、町の山林資源の活用・保全に努めること。③農業政

策は長期的な計画を策定し、担い手の育成を早急に取り組むこと。④農業振興は、各種補助事業を有効に活用するよう、体制を強化されたい。

建設水道課。①近年災害も増えている中、対応のできる技術系職員の育成や専門職の確保など、適正な人員配置に努めること。②町道の管理は、地域住民の協力を得るために補助金など財政措置も併せ、適正に行うこと。③上下水道事業は、人口減少と施設の老朽化によって、将来的に高額な負担が必要となる。近い将来の料金改定には、住民の理解が得られるよう丁寧な説明をされたい。

柿木地域振興室。①ふれあい会館は、災害時の避難所として利用されており、その機能が損なわれることがないよう、修繕が必要な箇所は速やかに修繕すること。

教育委員会。①公民館の一部で館長、主事の不在が長期にわたっている。地域の自立、活性化が求められている今、公民館の指導性を発揮させるためにも、速やかに対応すること。②予算の執行に関しては、公金である以上、町民体育館裏の舗装工事に見られるような安易な条件での事業実施は慎むべきであり、責任ある執行に努めること。

総括。5年度決算審査に当たり、事業の遂行において職員の意識や費用対効果の面を重視した。

また、コロナ禍もあり、この2～3年で人口も急激に減少し、現在5,500人台となった。行政として危機感を持ち、少しでも人口減少に歯止めをかけることが急務である。

以上、本委員会に付託された案件を審査した結果、上記の意見を付して、全案件を原案のとおり認定することに決定した。

なお、指摘事項に対しては改善状況や執行事例及び次年度予算にどのように反映され、改善したのか議会に文書で報告されるよう要請する。

別表は御覧ください。

以上で終わります。

○議長（安永 友行） それでは、ただいまの日程第1、認定第1号令和5年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、認定第9号令和5年度吉賀町病院事業会計決算認定についてまでの報告に対し、委員長に対しての質疑を許します。質疑は、議案番号を示してお願いいたします。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

それでは、議案ごとについての採決に移ります。

日程第1、認定第1号令和5年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

反対討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） それでは、令和5年度一般会計歳入歳出決算認定に対する反対の討

論を行います。

決算書の79ページ、企画総務費の調査分析委託料1,185万8,000円は、全額国庫負担のまちの駅形成に向けた交流拠点施設を核とした官民連携手法検討調査業務を委託したものです。仕様書には、「各種地域団体との官民連携を推進し横断的な協力体制を構築し、地域振興のため、交流拠点づくりが必要となっている」としています。報告書は国土交通省のホームページから見ることができますので、部分的に数字を確認をさせていただくと、周辺の人口構成では、町の総人口に占める5キロメートル圏内の人口は約8割を占めるとしていました。六日市方面は、沢田までが5キロの圏内となりますが、実際の人口は4割ほどです。

また、ふるさと納税の令和2年度納税額を1億65万6,000円としていますが、決算に当たった事務報告書では、ふるさと応援寄附金4,789万円で20倍を超える納税額となり、情報収集のツールによる誤差を超えたものとなっています。取り組む機能の検討で、食に関すること、現在、給食や病院食、老人ホームの食事は施設ごとに調理場を設けているが、各調理場における人員が不足している状況を踏まえ、1か所に集約することを検討している。また、地域と連携したサービスのところでは、現状、吉賀町では移動型販売を行っている事業者はいないとしています。このような事実はあるのでしょうか。

図表80に想定される機能に、地元食材、オーガニック等の農産物の加工品の販売、料理の提供が取り上げられていますが、生産体制への言及はありません。高津川てらすへのヒアリングに、運営におけるノウハウ——これはいわゆる専門的な知識や技術、手法や情報を指していると思いますが、——ノウハウが不足しているため、運営のノウハウを持っている事業者のサポートがほしいと思っていると、てらすは答えています。事業の推進、マネジメント体制のイメージに、委員会、協議会に高津川てらすを入れるようになっていますが、組織体制が整っていると言い切れず、運営におけるノウハウが不足していると自認する組織が、地域再生推進法人であるという理由で名を連ねて責任ある対応ができるのか、能力を発揮できるか不安が残ります。

さらに、2030年島根国民スポーツ大会のスケジュールと突き合わせた全体のスケジュールが見えません。グラウンド整備を含めた整備費が12.3億円から16.1億円と試算されていますが、整備の方向性として正解なのか疑問が残ります。この報告書の問題点は、今の吉賀町をより正確に捉えた実態から出発していないところにあると思います。

人口の減少、特に生産年齢人口の減少の上に立って、ここ数年で顕著に表れてきた吉賀町の特徴、農業、小工業の衰退、町が力を注いでいるといわれる人づくり、地域づくり、サクラマスプロジェクトを批判的につかむ。吉賀高校生の創造力を生かした取り組みと期待、吉賀町社会福祉教育会の活動、自主防災組織の結成に学び、人口が少なく、人と人とのつながりが弱まっているところでの体制づくりの困難さと、これを克服する方向があると分かりやすいものになったので

はないかというふうに思います。

もう一点、決算書169ページ、先ほどの決算審査特別委員会の報告にもありましたが、教育委員会の事務局施設整備事業費として591万6,900円があります。これは、町民体育館周辺舗装工事として教育委員会の職員が設計し、町外の業者が施工したものです。監査委員の決算審査意見は、町民六日市体育館周辺舗装工事における仕上がりの状態は、利用者、除草等の管理作業を行う者、周辺の住民にとってよいものができたとは言い難い。

地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」としている。事業を実施するために必要な基礎的技術に関する研修の機会を確保できるよう検討されたいと述べています。

ところが、この事件に関連する一般質問への教育長の答弁は、工事前は雨が降るとぬかるんでいたとする一方で、工事については専門的な知見がないから問題ではない、失敗だというふうに我々は認識していないというものでした。朝倉小学校グラウンドの改修の求めには専門家の意見を採用し、舗装工事では知見がないと不具合の指摘を認めませんでした。工事後、雨が降れば、アスファルト舗装の上と外側にも水がたまり、舗装の下路盤、地盤の強度のもととなる支持力が必要とされる数値を満たさないばかりか、水を含むことでさらに下がることとなり、舗装の厚みを5センチから4センチに下げ、舗装の強度をさらに下げる設計変更を教育長は許可しています。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の令和元年改正は、第3条第5項の公共工事の品質について、地盤の状況に関する情報、その他の工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術または工夫が活用されることにより確保されなければならないと改正しています。

第7条には、発注者等の責務についても改正されていますが、知見がないという言葉で法律やマニュアルを確かめもしない教育長の姿勢が職員に伝わることは、真剣に業務に向き合う職員の士気を下げ、スキルを上げることにもなりません。地方自治法が示した最大の効果と程遠い成果品の引き渡しを認めることは、受注者に今後の工事において十分な掃除もせず、アスファルトのカスや、これは産業廃棄物になりますが、これらを現場に残しておいても指摘されない。少々凸凹の舗装でもやり直しを命じられることはないという認識を与えた可能性もある。

吉賀町はこの程度の工事でも73点の評価をするんだと甘く見られる材料提供したことは、今後の工事において、役場の監督員が常に監視し、当たり前の工事をするよう指示をしなければならない環境を発注者自らがつくったことになると思います。教育長の仕事に対して真剣に考えようとしない姿勢は、住民の利益に反し、強い反省がなければ今後に生かすことができず、誤った姿勢であると考えます。

さらに業務の面においては、審査意見でも上げられておりましたが、公民館長の長期にわたる不在、制度の見直しへの意見に正面から向き合っていたのか、旧蔵木中学校の活用について、地元の話し合いに教育長自身が参加し、消防法との関係など責任ある説明があつてこそ充実した検討ができたと思います。自治会長会の事務を請け負う公民館において、敬老会祝賀会補助金の流用が疑われる事案が発生しました。スポーツ公園の休場を突然提案し、子どもたちの声に押され撤回されましたが、試合を控えた子どもたちに大きな不安を与えました。

スポーツ公園の指定管理者の応募がなかったことは、施設管理に対する町民からの意見にすぐにはできることは急いで実行し、教育長の毅然とした対応があれば、結果も変わった可能性があると思っていますことを述べ、一般会計歳入歳出決算認定への反対討論といたします。

○議長（安永 友行） それでは、引き続き、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第1、認定第1号令和5年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。したがって、委員長の報告に対しての採決を行います。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

賛成（8名）

桜下 善博

村上 定陽

桑原 三平

河村由美子

松蔭 茂

河村 隆行

大庭 澄人

庭田 英明

反対（1名）

藤升 正夫

○議長（安永 友行） 日程第2、認定第2号令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決

算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、認定第2号令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。したがって、委員長の報告に対しての採決をします。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

賛成（9名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（0名）

○議長（安永 友行） 日程第3、認定第3号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、認定第3号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。したがって、委員長の報告に対して採決をします。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

賛成（９名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（０名）

○議長（安永 友行） 日程第４、認定第４号令和５年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第４、認定第４号令和５年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。したがって、委員長の報告に対しての採決をします。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

賛成（９名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（０名）

○議長（安永 友行） 日程第５、認定第５号令和５年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、認定第5号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。したがって、委員長の報告に対しての採決をします。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

賛成（9名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（0名）

○議長（安永 友行） 日程第6、認定第6号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、認定第6号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。したがって、委員長の報告に対して採決をします。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

賛成（９名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（０名）

○議長（安永 友行） 日程第７、認定第７号令和５年度吉賀町水道事業会計決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第７、認定第７号令和５年度吉賀町水道事業会計決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。したがって、委員長の報告に対して採決をします。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

賛成（９名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（０名）

○議長（安永 友行） 日程第８、認定第８号令和５年度吉賀町下水道事業会計決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、認定第8号令和5年度吉賀町下水道事業会計決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。したがって、委員長の報告に対して採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

賛成（9名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（0名）

○議長（安永 友行） 日程第9、認定第9号令和5年度吉賀町病院事業会計決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、認定第9号令和5年度吉賀町病院事業会計決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。したがって、委員長の報告に対しての採決をします。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

賛成（9名）

桜下 善博
桑原 三平
松蔭 茂
大庭 澄人
庭田 英明

村上 定陽
河村由美子
河村 隆行
藤升 正夫

反対（０名）

日程第１０、議案第８５号

○議長（安永 友行） 日程第１０、議案第８５号令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、議案第８５号令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第６号）を上程をさせていただきます。

令和６年度吉賀町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，７５８万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８０億６，７５５万７，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１０月２日提出、吉賀町長岩本一巳。

第１表は、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款１０地方交付税、項１地方交付税３７億１，００６万８，０００円に、４５８万１，０００円を追加し、３７億１，４６４万９，０００円、１５県支出金、３委託金２，６７１万８，０００円に、１，３００万円を追加し、３，９７１万８，０００円、これに伴います歳入合計でございます。８０億４，９９７万６，０００円に１，７５８万１，０００円を追加し、８０億６，７５５万７，０００円となるものでございます。

続きまして歳出でございます。

款２総務費、項１総務管理費１１億９２５万６，０００円に２６万７，０００円を追加し、１１億９５２万３，０００円、４選挙費３９万４，０００円に、１，７３１万４，０００円を追加し、１，７７０万８，０００円、これに伴います歳出合計でございます。８０億４，９９７万６，０００円に１，７５８万１，０００円を追加し、８０億６，７５５万７，０００円となるものでございます。

今回の補正につきましては、現在、執行予定となっております衆議院解散総選挙に係るもので

ございます。事項説明書以降につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二） それでは、議案第85号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

先ほど町長も申されましたけれども、衆議院総選挙に係る執行経費につきまして、予算のお願いをしたいというものでございます。あくまでも予定という言葉がつくわけですが、この10月中に総選挙が行われるというような情勢となつてまいりました。予算のほうを準備をいたしたいというものでございます。細かなところの説明をする前に、主要なところを申し上げておきますと、基本的には3年前に行われました同じ総選挙の予算、こうしたものをベースに今回予算立てをさせていただいております。さらに申し上げますと、期日前投票に関して言えば、2か所、11日間、それから投票日の投票所と言いますと25か所、それから開票所は1か所ということになってまいります。それから後に出てまいりますけれども、いわゆるポスター掲示場というものを場内各所に設置してまいります、これが113か所でございます。こうした要素を踏まえた上で予算を立てさせていただいておるところです。

中身に入ります。進んでいただきまして、9ページです。

9ページには給与費明細書があらうかと思ひます。9ページ上段の1. 特別職のこの表を見ていただきますと、一番下の比較の欄があらうかと思ひます。その他特別職の職員数に153という数字が入っているかと思ひます。これ先ほど申し上げましたとおり、投票日の投票所それから期日前投票所に配置いたします投票管理者、それから投票立会人の方、さらに開票所における開票管理者、開票立会人の方について延べ人数を記載をしているというところでお読み取りください。

そして、その右側に報酬として215万1,000円を計上いたしております。係る報酬部分というところでお読み取りをください。

それから、その下です。2. 一般職、（1）総括の表でそのまた比較の欄を見ていただきますと、職員数（2）というふうに書いているかと思ひます。この（2）につきましては、いわゆる事務の補助をしていただく会計年度任用職員の雇用をいたしたいというもの、さらにその右側の報酬で221万5,000円があらうかと思ひます。これは、申し上げたとおり会計年度任用職員の報酬の部分です。

さらにそのまま右側に行つていただきますと、職員手当というところで663万6,000円の数字があらうかと思ひます。一般職員の時間外手当が主な部分ということで、そのそれぞれの明細については、そのさらに下の表に明細を記載しております。次のページ以降さらにそれぞれの明細を記載しておりますので、お読み取りをいただければと思ひます。

すみません。それでは戻っていただきまして、歳出予算のところです。予算書7ページになります。7ページの上からまいります。総務費、総務管理費、1一般管理費、003人事管理事業費です。共済の関係の予算計上です。会計年度任用職員さんを雇用するということを考えておりまして、それに係る部分というところでお読み取りください。

それからその下、総務費、選挙費、2衆議院議員選挙費です。001人件費、これについては時間外勤務手当が主なもの、さらにその下です。003選挙事務費です。申し上げた会計年度任用職員さんに係る部分、それから選挙管理委員会委員さん、それから投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、それぞれ報酬が発生してまいりますので、予算計上いたしております。

下がっていただきまして、消耗品費180万円があらうかと思えます。

主な内容ですけれどもこれはポスター掲示場の作成経費ということでお読み取りをいただければと思います。

下がっていただきまして、通信運搬費109万4,000円があらうかと思えます。内容といましては郵券料が主なものとなっております。投票所の入場券、それから選挙広報の発送料、こうしたものが主なところでございます。

次のページに行っていただきまして、8ページに入ります。右上に作業委託料として184万3,000円があらうかと思えます。主なところですが、ポスター掲示場の今度は設置と設置後の管理、そうしたものを委託をしたいと考えておりまして、そこが主なところです。さらに、同じ作業委託料ですが、選挙事務においてはいろいろと機械を用います。投票の計数機であったり、読み取り機であったり、そうした機械を用いますが、その点検料もこの中に含まれてきているということになっております。

以上が歳出の主だったところでございます。

すみません。さらに戻っていただきまして、6ページであります。今度は歳入予算です。

まず、地方交付税、地方交付税、1地方交付税、普通交付税といたしまして458万1,000円です。今回のこの執行経費に係る部分で、財源調整という形で予算計上しております。

その下、県支出金、委託金、総務費委託金、衆議院議員選挙費委託金として1,300万円の予算計上です。この数字につきましては、3年前の衆議院議員の選挙の委託費、こうしたところを見させていただきまして、予算計上させていただいているというところでお読み取りをいただければと思います。

以上、議案第85号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）について説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） ただいま提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第10、議案第85号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（9名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（0名）

○議長（安永 友行） ここで、10分間休憩します。

午前9時57分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（安永 友行） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、議案第86号

○議長（安永 友行） 日程第11、議案第86号町有財産無償貸付の件についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして、議案第86号町有財産無償貸付の件についてでございます。

町有財産を次により無償で貸し付けたいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和６年１０月２日提出、吉賀町長岩本一巳。

１、無償貸付財産、建物でございます。所在、鹿足郡吉賀町六日市３８８番地３、構造、木造瓦ぶき平屋建て。延べ床面積は１９４．６０平方メートルでございます。

２、無償貸付の目的、医療法人石州会の破産手続等の清算業務を引き続き行う必要があるため、町有財産の一部を貸し付けるものでございます。

３、無償貸付の相手方、医療法人石州会、理事長谷浦博之。

４、無償貸付の期間、貸付契約締結の日から、令和６年１２月２０日まででございます。詳細につきましては、担当いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） 失礼いたします。議案第８６号町有財産無償貸付の件につきまして、詳細説明をさせていただきます。

そのままページを御覧ください。

町の普通財産であります旧こぼと保育所を石州会の清算業務のため、３月１日から８月３１日までの期間、また、今定例議会で９月１日から１０月２日までの期間について議決を受け、無償貸付をしておりました。その後、９月２６日に石州会の弁護士より石州会について、９月１７日に破産の申立ては行ったが、破産の開始決定がなされていないということから、破産管財人が選任されておらず、清算業務が進んでいないということから、再度の無償貸付の申し出があったところです。このことから、町顧問弁護士にも相談をしまして、町の対応として石州会の清算業務については誠実に対応することとの助言もありまして、無償貸付に係る議案を上程させていただいたところです。無償貸付期間につきましては、引き続き貸付契約締結の日、明日、令和６年１０月３日からとなりますが、令和６年１２月２０日までの期間として無償貸付をするものです。

以上、議案第８６号、町有財産無償貸付の件についての詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１１、議案第８６号町有財産無償貸付の件についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（９名）

桜下 善博	村上 定陽
桑原 三平	河村由美子
松蔭 茂	河村 隆行
大庭 澄人	藤升 正夫
庭田 英明	

反対（０名）

日程第１２．閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（安永 友行） 日程第１２、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴の各常任委員長から、会議規則第７５条の規定に基づいて、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申出が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第１３．議員派遣の件について

○議長（安永 友行） 日程第１３、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、２件の研修会へ議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員派遣することに決定をいたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、定例会の閉会に当たりまして、お疲れのこととは思いますが、少し時間をいただきまして、4点について私のほうから申し上げ、閉会の御挨拶に代えさせてさせていただきたいと思います。

まず1点目は、本定例会に執行部側から議案提案いたしました、その案件についてでございます。いずれの議案につきましても、可決の御承認をいただき、誠にありがとうございました。また今回も議案審議、あるいは一般質問の中で多くの貴重な御意見、並びに大変厳しい御意見も賜ったところでございます。このことにつきましては、真摯に受け止めながら、今後の事務執行において反映をしてみたいと思います。

次に2点目は、災害関連についてでございます。先日、能登地方での記録的な豪雨によりまして、尊い命を落とされました皆様の御冥福をお祈りするとともに、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

現地は、元旦に発生をいたしました地震を含めまして、二重の甚大な被害を受けられました。改めて、自然災害の脅威を痛感したところでもございます。被災地の一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げたいと思います。

また、昨日は、町内の蔵木地区におきまして、建物火災が発生をいたしました。常備、非常備の皆様の懸命の消火活動によりまして、どうにか鎮火に至ることができました。被災されました御家族の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。これから、特に気温が下がり、火を扱う機会が多くなってまいりますので、11月にあります恒例の全国火災予防運動、あるいは年末警戒活動などを通して、引き続き、啓発活動に取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、3点目につきましては、国政についてでございます。現在の与党でございます自由民主党と公明党のそれぞれにおいて、代表が交代し、昨日、招集されました臨時国会において、石破茂自由民主党総裁が首班指名を受け、第102位の内閣総理大臣に御就任されました。我々と同じ山陰地方からの総理誕生でございまして、大いに歓迎するものでありました。初代地方創生大臣を務められた石破総理には、ぜひとも地方に目を向け、地方に光が当たり、国民が等しく希望の持てる、そして豊かさを実感できる政策を実現していただくことを大いに期待をしたいと思います。

また、地元選出の青木一彦参議院議員におかれましては、官邸の要でもございます、政務担当の内閣官房副長官に御就任されました。ますますの御活躍をお祈りいたしたいと思います。

一方、石破総理におかれましては、衆議院の解散につきまして、既に報道等もございますが、

10月9日に解散をし、15日公示、27日投開票の日程とする意向を固められているということでございます。行政、役場としても、これに向けて本日御承認をいただきました予算執行をはじめ、円滑な選挙事務に向けた準備を淡々と進めてまいりたいと思います。

最後の4点目は、教育長人事についてでございます。先般、9月24日上程いたしました教育長任命同意の際にも申し上げましたが、今任期をもちまして中田敦教育長が退任することとなりました。勤務自体は今月いっぱいあるわけではございますが、公式に議場において議員の皆様とお会いするのは、本日が最後になろうかと思えます。

また、御同意を賜りました河野洋司氏につきましても、本日この議場への出席をさせていただいたところでございます。任期は11月1日からではございますが、次の議会招集前には就任をされるということになろうかと思えます。したがいまして、本会議の時間をお借りいたしまして、この後中田教育長からは退任の御挨拶、続いて、新教育長となります河野洋司氏からは、就任に向けた御挨拶をそれぞれいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上、少し長くなりましたが、定例会、閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（安永 友行） それでは、今、町長が申されましたように御挨拶をいただきます。中田教育長、お願いします。

○教育長（中田 敦） それでは失礼いたします。皆様から貴重な時間を拝借いたしまして、吉賀町教育長として退任の御挨拶を申し上げます。

さて、私は、令和3年11月1日に就任いたしましたけども、コロナ禍のまっただ中にありました。最初の仕事が、学校の臨休措置のルールの改正でございました。当時は、町内で一件でもコロナ発生があれば、町内の全小中学校が臨休措置をとるということになっておりました。それから、就任間もない12月の議会ですけども、私の教育観を問われ、500円引く120円の話を出しながら、共に育つというふうなことを申し述べたような記憶もございます。月日が経つのは早いもので、もうすぐ3年を迎えようとしております。

町長には、学校上がりの私にお声をかけていただきまして、精いっぱい頑張ったつもりではございます。やはり教育委員会の一丁目一番地は学校教育でございます。子どもたちがしっかりとのびやかに育ち、将来を担っていく、そういうようなことを目指しながら務めてまいりました。子どもたちの学力育成につきましては、平成27年度、県内でも最底辺の学力でございました。ですけども、令和に入ってどんどん伸びてまいりました。具体的な数値は、今ここでは申しませんけども。

それから、GIGAスクール構想が始まりまして、つい先日、県の野津教育長がいらっしやいまして、六日市小学校でお話をさせていただきましたけれども、このGIGAスクール、ここの

吉賀町の取り組みは非常に全国でも珍しいといえますか、目覚ましいもので、何かと申しますと、学校現場ではなくて、公民館にもそのGIGAスクールを発展させて、公民館主事と学校の子どもたちが直接やり取りをできる。こういう例は聞いたことがないと、すばらしい取り組みだというようなことで、お褒めいただいたようなこともございました。

それに伴うICT教育というようなところもしっかりと務めてまいったところでございます。

それから、特別支援教育、町内にはやはり支援が必要なお子さんたちが結構いらっしゃいます。そのお子さんたちに向けて、しっかりと、保育園時代からしっかりと見取りをして、小学校、中学校と支援をして育てていくというふうなことにも務めてまいりました。

社会教育につきましては、至らぬ点多々あったかと思います。やり遂げたもの、まだまだ道、途上のもの、今すぐ取りかからなければならないもの、課題は山積しております。あと1か月という期間はございますので、できる限りのことはして、次期教育長に引き継いでまいりたいと思っております。

議員の皆様には、特段の御指導、御鞭撻並びに厚い御理解、御協力を賜りましたことに深くお礼を申し上げるとともに、皆様のますますの御健勝と御活躍をお祈りし、退任の挨拶とさせていただきます。誠に皆様ありがとうございました。（拍手）

○議長（安永 友行） それでは、次期教育長に先般同意されました河野洋司さんが入室されておりますので、御挨拶をいただきます。

○河野 洋司 おはようございます。私は河野洋司と申します。このたびはこのような立場を与えていただき誠にありがとうございます。

38年間勤めてきた中学校教諭、そして現在勤務している公民館で得た知識や経験を生かすというのはもちろんですが、何より私が座右の銘としている「無知を自覚し謙虚に学ぶ」、これをもう一度心に刻みながら、この吉賀町の今とこれからのよりよい未来に向けて尽力する所存です。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（安永 友行） ただいま御挨拶をいただきました中田教育長におかれましては任期満了にて御退任とのことでございます。御挨拶にもありましたが、コロナ禍の中、今考えると異常ともいえるような状況にもありました。3年間御勤務大変ご苦労さまでございました。今後とも吉賀町の各施策、また行事等に何かと御助言等をいただきますようお願いをするとともに、御礼を申し上げます。御苦労さまでございました。

また、次期教育長に先般議会として同意いたしました河野洋司さんには、少子化が今後はどうも進むような流れが予想されます。そういう状況の中、吉賀町の教育も課題山積みかつ様々な変化も生じるかと思えます。どうかよろしくお願いいたします。

以上、本席からの言葉といたします。ありがとうございました。

○議長（安永 友行） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。これで会議を閉じます。

令和6年第3回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午前10時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員